

国立国会図書館職員等書庫立入内規

(昭和六十二年十一月二十四日国立国会図書館内規第十一号)

改正	平成	八年	五月	十一日	国立国会図書館内規第四号
同	十一年	十二月	十六日	同	第八号
同	十四年	三月	三十一日	同	第四号
同	十四年	五月	一日	同	第八号
同	十四年	十月	三日	同	第十三号
同	十六年	三月	十九日	同	第一号
同	十六年	九月	十七日	同	第三号
同	十九年	三月	二十八日	同	第二号
同	二十一年	四月	一日	同	第四号
同	二十二年	六月	十七日	同	第四号
同	二十三年	六月	二十三日	同	第四号
令和	五年	三月	十日	同	第一号

(趣旨)

第一条 国立国会図書館(以下「館」という。)の職員等による館

内書庫(国会分館における書庫を除く。)の立入りについては、別に定めるものを除き、この内規の定めるところによる。

(職員等の範囲)

第二条 この内規において職員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 常勤職員
- 二 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員
- 三 館がその業務を委託した者

四 非常勤職員その他の者で館長が特に認めるもの

(立ち入ることができる書庫の範囲)

第三条 この内規により立ち入ることができる書庫は、次の各号に掲げる課が所管する書庫とする。

- 一 調査及び立法考査局議会官庁資料課
- 二 利用者サービス部図書館資料整備課
- 三 利用者サービス部人文課
- 四 利用者サービス部科学技術・経済課
- 五 利用者サービス部音楽映像資料課
- 六 関西館文献提供課
- 七 関西館アジア情報課
- 八 国際子ども図書館資料情報課

2 前項の書庫には、古典籍資料室所属の収集資料に係る部分を含まないものとする。

(書庫に立ち入ることができる場合)

第四条 職員等が書庫に立ち入ることができる場合とは、次のとおりとする。

- 一 国立国会図書館資料職員等貸出内規(昭和六十二年国立国会図書館内規第十号。以下「貸出内規」という。)に基づき貸出を受けようとする図書その他の図書館資料(以下「資料」という。)を帯出するため、書庫に立ち入る必要がある場合
- 二 書庫において、資料の利用又は館の業務として行う参観に係

る事務を行う必要がある場合

三 参観（前号に規定する参観を除く。）のため職員以外の者を引率して書庫に立ち入る必要がある場合

（書庫立入りに係るカードの携行）

第五条 書庫に立ち入る職員等は、当該書庫に立ち入ることができるときを示すデータを記録したカードを携行しなければならない。

この場合において、当該カードは、明確かつ容易に視認できるようにしなければならない。

第六条から第八条まで 削除

（書庫に立ち入ることができる時間）

第九条 書庫に立ち入ることができる時間は、貸出内規第十二条各号に掲げる場所における資料の貸出し及び返却の時間の時間と同一とする。

（時間外の書庫立入り）

第十条 業務のため特に必要があると認められるときは、前条に規定する時間外であっても書庫に立ち入ることができる。

2 前項の規定は、第四条第三号に掲げる場合の書庫立入りについては適用しない。

（書庫内における遵守事項）

第十一条 書庫内においては、当該書庫を所管する課の職員の指示に従わなければならない。

2 書庫内の立入りを許可されている区域以外の区域には、立ち入つ

てはならない。

（書庫において事務を行う必要がある場合の書庫立入りについての特例）

第十二条 第四条第二号に掲げる場合における書庫立入りで第五条の規定によらずに行うことが特に必要であると認められるものについては、当該職員等が所属する課の長と当該書庫を所管する課の長との協議により別に定めることができる。

（この内規を適用しない書庫立入り）

第十三条 この内規は、職員等がその事務を行うためにその者が所属する課の所管書庫に立ち入る場合並びに書庫内の清掃又は警備及び書庫内の施設及び設備の保守その他の営繕に係る事務を行うために書庫に立ち入る場合については適用しない。

（細部事項）

第十四条 この内規に定めるもののほか、職員等による書庫立入りに関して必要な細部事項については、当該書庫を所管する課が属する部局（関西館及び国際子ども図書館を含む。）の長が定めるところによる。

附 則

この内規は、昭和六十二年十一月二十四日から施行する。

附 則（平成八年五月十一日国立国会図書館内規第四号）

この内規は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程（平成八年国立国会図書館規程第二号）の施行の日から施行する。

(施行の日)平成八年五月十一日)

附 則 (平成十一年十二月十六日国立国会図書館内規第八号)抄

- 1 この内規は、国立国会図書館組織規則等の一部を改正する等の規則(平成十一年国立国会図書館規則第六号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成十二年一月一日)

附 則 (平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号)

- 1 この内規は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年五月一日国立国会図書館内規第八号)

- 1 この内規は、平成十四年五月五日から施行する。

附 則 (平成十四年十月三日国立国会図書館内規第十三号)抄

- 1 この内規は、平成十四年十月七日から施行する。

附 則 (平成十六年三月十九日国立国会図書館内規第一号)

- 1 この内規は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年九月十七日国立国会図書館内規第三号)抄

- 1 この内規は、平成十六年九月二十四日から施行する。

附 則 (平成十九年三月二十八日国立国会図書館内規第二号)抄

(施行期日)

- 1 この内規は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年四月一日国立国会図書館内規第四号)抄

(施行期日)

- 1 この内規は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年六月十七日国立国会図書館内規第四号)

- 1 この内規は、平成二十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十三日国立国会図書館内規第四号)

- 1 この内規は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月十日国立国会図書館内規第一号)抄

(施行期日)

- 1 この内規は、令和五年四月一日から施行する。